

鳥獣被害防止特措法改正法案の概要

1 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

- 特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者について、銃刀法に基づく技能講習の免除措置の期限(平成28年12月3日)を5年延長【附則第3条第2項】

2 鳥獣被害対策実施隊の設置促進及び体制強化

- 市町村が、被害状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項の被害防止計画への記載を義務付け【第4条第4項】
- 鳥獣被害対策実施隊の設置、機能強化等に対する国及び都道府県の支援【第9条第8項】

3 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等の推進

- 目的規定への明記【第1条】
- 被害防止計画に定める事項への追加【第4条第2項第8号】
- 食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供【第10条の2第1項】
- 食品としての利用等の促進のための措置(施設の整備充実、捕獲方法に関する情報の提供、技術普及、食品利用等に係る開発・需要の開拓等の取組に対する支援、加工品の流通円滑化等)【第10条の2第2項】
- 国、地方公共団体、事業者、民間の団体等の連携強化【第10条の2第3項】
- 人材の育成【第15条】
- 国民の理解の増進【第17条第2項】

4 被害防止施策の効果的な推進等に係る措置

- 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携【第7条の3】
- 捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進【第14条】
- 被害防止施策の実施に関し顕著な功績が認められる者の表彰【第16条の2】
- 被害防止の取組における危害の発生の防止【第17条の2】
- 鳥獣被害対策推進会議の設置【第21条】

5 施行期日

- 公布日施行【改正附則第1項】